

平成23年12月26日

平成23年第4回岬町議会定例会

第3日会議録

平成23年第4回(12月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成23年12月26日(月)午前11時02分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫	8番	竹 原 伸 晃
9番	田 島 乾 正	10番	中 原 晶	11番	道 工 晴 久
12番	豊 国 秀 行	13番	和 田 勝 弘	14番	辻 下 正 純
15番	反 保 多喜男				

欠席議員 1名(5番 出口 実)

傍 聴 6名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務企画部理事 (人権担当課長)	谷 下 泰 久
副 町 長	中 口 守 可	しあわせ創造部理事兼 子育て支援課長	岡 本 茂
教 育 長	笠 間 光 弘	会計管理者兼理事	湊 原 義 仁
総務企画部長兼 財政改革部長	白 井 保 二	直轄副理事	保 井 太 郎
直轄理事兼総務 企画部理事兼 財政改革部理事	中 村 光 延	総務企画部副理事兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
しあわせ創造部長	芦 田 貴志雄	財政改革部副理事兼 行革推進課長	四至本 直 秀
都市整備部長	末 原 光 喜		

都市整備部 南 康 明  
水道事業理事  
教育次長 古 谷 清  
危機管理監 亀 崎 義 夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 入 口 博 行                      議会事務局副理事 大 山 鐵 男

---

#### 議事日程

- |      |   |
|------|---|
| 日程 1 | 三常任委員長報告  |
| 日程 2 | 追加議案第96号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件                 |
| 日程 3 | 議員提出議案第 4 号 岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件           |
| 日程 4 | 意見書案第 1 号 近畿地方整備局等の出先機関を国の機関として存続を求める<br>要望意見書(案) |

(午前11時02分 開議)

○川端啓子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第4回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前11時02分です。

本日の出席議員は13名です。欠席議員は1名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○川端啓子議長 日程1、三常任委員長報告を行います。

過日、12月7日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託いたしました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、鍛冶末雄さん。

○鍛冶事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告を行います。

12月7日の本会議において、本委員会に付託されました4件の議案については、12月13日委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第78号、平成23年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第80号、平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第84号、平成23年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件については、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第89号、岬町手数料条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案について、私の委員長報告

を終わります。

○川端啓子議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、反保多喜男さん。

○反保厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

12月7日の本会議において、本委員会に付託されました8件の議案については、12月14日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第78号、平成23年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第79号、平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第81号、平成23年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第89号、岬町手数料条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・討論があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第90号、岬町立保育所条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第91号、岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第92号、岬町障害者施策推進協議会条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第93号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する件につきましては、委員から本件に対し、「厳しい社会経済状況の中にある現況から、手数料の改正時期について、さらなる慎重な討論が必要である」との修正案が提出されました。

その内容は、一般家庭から排出されるものを臨時に収集及び運搬するときの料金を改正せずに、現行のままとするものです。

ご配付の委員会記録のとおり、原案及び修正案について、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、修正案が満場一致で可決されました。

なお、修正案が原案に対し全部修正であるため、原案は議決不要となりました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました8議案について、私の委員長報告を終わります。

○川端啓子議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。竹原議員。

○竹原伸晃議員 先ほど委員長のほうから報告をいただきまして、議案第93号の件でございます。

まず、議案の審議の内容を傍聴もさせていただいておったのですが、第2日目の議会においてある議員さんのほうから大綱的質疑の中でごみを持ち込みで引き取ってくれないかということを検討してくださいといった質問があったと思うんですけども、その点について議論がなされていたのかなされていなかったのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。1点、その点です。

○川端啓子議長 反保委員長。

○反保厚生委員会委員長 議案第93号について、表題、議題を告知をいたしまして、スムーズな進行を図った上で議案第93号の議案を表示をまずいたしました。

その中での審議でありますので、私のほうから持ち込みの件に対してはいかがなものでしょうかというような、そういった進行は委員長としてできません。

だから、その道中で出てきた場合は、当然、議論の場になるんですけど、私のほうからはあえてそれは言うておりません。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 私としましては、最初の本議会においてそういうことが言われている、粗大ごみの持ち込みについて言われていたので、当然審議していただけるものかと思ったんですけども、委員会で質疑がなかったということで、この場でちょっと確認させていただきたいのですが、行政側としてどのように取り組む姿勢があるのかなのか、一回答弁していただければと思います。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 これは先日の全員協議会でもかなり質疑のあったところですけども、不燃ごみ、粗大ごみの持ち込みについては現在岬町では施設面及びそれを分別するスペース面か

らかなり問題があるということで、現状では難しいということですが、一度検討はするという形でお答えをしているところであります。

○竹原伸晃議員 竹原議員。

○竹原伸晃議員 検討していただけるということなのですが、行政のテクニクとして、検討するというのはよくありがちな話でございまして、できれば町長のほうから答弁していただいて、大体的方針というのを聞かせていただければと思います。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 この問題については、委員会付託案件でございまして、先ほど委員長報告からございましたので、私どもがあえて議員のご質問に答えるのはいかがなものかな、ちょっと議会運営上問題になったらいけないので、答えたいのは山々なんですけれども、その辺は議長のほうでもう一度取り計らっていただいて、再度答弁なら、答弁させていただきたいというふうに思います。

○川端啓子議長 田島議員、運営上ですか。

○田島乾正議員 運営上ではなくて、竹原議員が質問している部分について、今、芦田部長からご答弁あったんですけれども、一応、町長からの答弁を求めたんですけれども、町長が先ほど答弁したとおり、やはり運営上、付託案件ですので、これについては担当部長では別にいいんですけれども、町長としてそれは答弁したら誤解を招く運営上の答弁になりますんで、それは町長言うとおりで結構です。

ただ、ちょっと関連でお許し願いたいので、議長ね。これは発端は僕が2日目の本会議場で大綱的な質疑の中で粗大ごみ等の部分について質問したわけですね。僕は当委員会に属していませんので、大綱的な質疑をお許しをいただいて質問した中身の部分です。これは付託委員会ではその部分については触れなかったということです。

ということで、私、過日、全協で担当部長にそれはいつごろできるんやと、検討されるんやと。検討というのは、先ほど竹原議員が言うとおりに、検討というのはどちらでも取れると。やりませぬ、やりませぬは検討ですからということで、僕も同じこと言っているわけですね。

ということで、竹原議員なり、今質問したと思いますので、一つ竹原議員、ご理解いただきたいのは、僕の大綱的な質疑、僕については付託されていませんので、一応担当委員からの質疑等があれば、先ほどみたいに委員長が報告するんですけれども、そういう担当委員からの質疑がございませんでしたので、恐らく委員長として報告できないということを理解していただきたいということです、聞きたいんは山ほどあると思います。しかし、委員会制度をとっていますので、委員でないとは質疑できないということです、ご理解してください。

町長も答弁できないという状態ですねんけれど、そういう運営上のことも申し上げて、私の質問を終わります。

○川端啓子議長 そうしたら、竹原議員ももう3回質問されておりますし、まだ少し答弁に対してご不満もあるかと思えますけれども、また、それは次の機会ということにさせていただきたいと思えます。

では、ほかの議員の皆さん、質疑ございませんでしょうか。鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 私も当委員会に所属していませんのですけれども、前回の本会議で資料提出の要請をしたわけです。そのときに出てきました資料について、ちょっと質問したいんですけれども、事業系ごみについて、一つの例は、工場であれば出たものは工場で処理をしていくと、できるよりも業者を呼んで処分すべきものは焼却場へ持っていきたいということなんですけれども、病院なんか、医療系のごみはそういう処理はできませんけれども、それ以外、家庭ごみと同じようなごみが出る場合がありますね。そういう場合の判断はどうされているのか、有料で焼却処分されているのかどうか、その点ちょっとお聞きしたいんです。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 事業系ごみという規定なんですけれども、事業に伴って発生するごみという規定ですので、例えば食堂で発生する生ごみ、これは家庭でも発生する生ごみと一緒になんですけれども、事業を行ったことによる生ごみですので、これは事業系に入ると。つまり、何か事業をした上で起こったごみなのか、通常の家庭生活の中で起こったごみなのかということが事業系か一般家庭ごみかの区分ということになりますので、同じ性質を持っているごみでも、つまり紙のごみでも事業系に入る場合もありますし、一般家庭から排出するごみもあるという区分けになっております。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 例を挙げまして聞きたいんですけれども、日本郵政株式会社ですね、そこで月曜日と木曜日。

○川端啓子議長 鍛冶議員、これは委員長報告に対しての質疑なんです。それで、ちょっと運営上、できましたら、やっぱり今回付託した案件をそれぞれ委員会の中で質疑されておまして委員長が報告されております。ですから、いうたら付託された案件をちょっと超えるものについてはまた次の、例えば一般質問とか、それぞれ委員会に所属していないときは、そういう何らかまた運営上に規定する形でしていただきたい。また、ほかの議員の皆さんもそういう形で、運営上、混乱しないようにご協力をお願いしたいんです。



○鍛冶末雄議員 わかりました。だから、私は委員長には質問してなくて、この資料を本会議で要請したんですよ、今回ね。この中について、ちょっと見解だけを聞きたかったんです。これはやっぱりごみ処理の料金に関連することですからね、駄目ですかね、これでも。

じゃあ、また別の機会に質問します。

○川端啓子議長 よろしくお願ひします。

では、他の議員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、これで質疑を終わりたいと思います。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、田島乾正さん。

○田島総務文教委員会委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

12月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました9件の議案については、12月15日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

まず、議案第78号、平成23年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第82号、平成23年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第83号、平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第85号、岬町立アップル館の指定管理者の指定の件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第86号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第87号、岬町文化センター条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第88号、岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第94号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第95号、岬町青少年センター条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答あり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された9議案について、私の委員長報告を終わります。

○川端啓子議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第78号「平成23年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず最初に、反対討論から。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、次に賛成討論。

中原議員。

○中原 晶議員 本件につきましては、淡輪や深日の保育所において保育室へのエアコンの設置が進むことや、災害対策の充実等、住民の願いにこたえ、命と暮らしを守るための前向きな予算が計上されており、担当部の努力を評価したいと考えております。

なお、町営住宅の家賃の悪質な滞納者への家賃徴収にかかわる予算が計上もされておまして、この件にかかわっては慎重で丁寧な対応をこの場で改めて求めて賛同したいと思います。

○川端啓子議長 中原議員の賛成討論が終わりました。

次に、反対討論はありませんね。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、これで討論を終わります。

これより、議案第78号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」について、起立により採決いたします。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第79号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号「平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第80号「平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第81号「平成23年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第82号「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号「平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第83号「平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号「平成23年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第84号「平成23年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件について」、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、反対討論から。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、賛成討論。

中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 本件につきましては指定管理者の指定ということで、指定管理者制度そのものにつきましては導入に対してかねてから行政の責任と役割を後退させるものとする立場から指定管理者制度そのものの導入について反対をしてきた立場であります。

しかしながら、今回提案されている指定管理者につきましては、現在もアップル館の運営を担っており、7名の選定委員の評価も高く、日ごろから運営面でのさまざまな努力が図られていることを見聞きしているところであります。

読書を通じて子どもたちの健やかな成長を支える重要な役割を果たす施設として今後も発展、充実させることが重要であり、今後も当施設の設置目的が実現されることを望む立場から賛同するものであります。

○川端啓子議長 中原議員の賛成討論が終わりました。

次に、反対の方の討論はありませんね。

賛成の方の討論ももうございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これでは、討論を終わります。

これより、議案第85号「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第86号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号「岬町文化センター条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第87号「岬町文化センター条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第88号「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第89号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長及び事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長及び事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号「岬町立保育所条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論を行います。討論ございませんか。

○川端啓子議長 まず、反対討論から。反対討論ございませんか。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、賛成討論。

中原議員どうぞ。

○中原 晶議員 地域の子育て環境を豊かにし、次代を担う子どもたちの育成を支えるために身近な地域に保育所があるのが望ましいということはおかねてから求めてきたことであります。

来年4月からの多奈川小学校の敷地内での多奈川保育所開設という運びになるという予定でありまして、このことによって異年齢の交流がより一層図られ子どもたちの発達を促進することを

期待するものであります。

同時に、小学校と保育所が同施設内で運営されることから懸念される点もありますが、保護者や関係者と十分な協議を行い、地域の子育て拠点として一層発展させることを求めて賛同いたします。

○川端啓子議長 中原議員の賛成討論が終わりました。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで討論を終わります。

これより、議案第90号「岬町立保育所条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第91号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号「岬町障害者施策推進協議会条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。



これより、議案第92号「岬町障害者施策推進協議会条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する件」について、討論を行います。

本件の厚生委員長の報告は、修正案が可決すべきものでありますので、討論の順序を申し上げます。

まず最初に、修正案反対者。次に、修正案賛成者となり、修正案の討論が終結後、原案反対者、次に、原案賛成者の順で行います。

これより討論に入ります。

まず、修正案反対の方の発言を許可いたします。

討論ございませんか。小川議員。

○小川日出夫議員 反対です。

○川端啓子議長 小川議員は、厚生委員会の中で賛成されておりますが、反対討論でよろしいんですか。

○小川日出夫議員 はい。

○川端啓子議長 じゃあ、小川議員どうぞ。

○小川日出夫議員 冒頭に、過日の厚生委員会で採決をとった折、間違った判断をしたことをこの場で訂正いたします。

条例の修正案については、3,000円を4,000円に、9,000円を1万円に値上げする条例文を決議、据え置きにする案件については賛同するものでありますが、有料を無料にする案件については賛同しかねる立場であります。

厚生委員会で意見を述べたように、岬町の住民は45リットルの袋を1枚当たり12円前後でスーパー等で買い、ごみを出している方々がほとんどであります。

私たちが調査した結果、和歌山市の指定袋は1枚当たり約6円前後で販売しております。ここに和歌山市の某スーパーで仕入れをしたごみ袋があります。指定袋が10枚で58円、無地の同じ材質のごみ袋が148円、レシートも参考のためにつけております。岬町のスーパー、コンビニ

二等で同じような材質の袋が、10枚で121円、118円と販売している調査結果に至りました。同じようにレシートを参考につけております。

町長は、指定袋を仮に1円で販売しても有料だとおっしゃいました。まことにそのとおりでございます。1円で販売することは不可能ではありますが、いろいろな調査をした結果、約6円前後で岬町と印刷した指定袋を販売することは可能だと私は思っております。したがって、岬町条例第21号別表第1の20リットルを20円、30リットルを30円、40リットルを50円を訂正していただきたい、そう思っております。

町長は、選挙公約のみを重視して、有料を無料にするとおっしゃっておりますが、指定袋制を導入して住民に安く販売することで、住民の負担軽減及びごみの減量、またごみの質の改善、また、焼却炉の延命が可能だと思います。町長は、何らごみの行政の問題について対策を考えておられないように思えてなりません。

以上の理由で反対討論といたします。

○川端啓子議長 小川議員の反対討論が終わりました。

次に、修正案賛成の方の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 委員会で提出をされました修正案に対する賛成の立場を示したいと思っております。

委員会の審議の中でも事前に請求をしていた資料が示されたところでありまして、人口減以上のごみの減量化が確認をされたところでありまして、有料化によることなくごみの減量化が進んでいると認めるものであります。

また、あわせて環境省が示すごみの減量についての目標も家庭系ごみにかかわっては達成していることも確認をされました。

文字どおりの家庭ごみ無料化が実現されれば、多くの住民の皆さんに歓迎されることであると考えるものであります。

また、同時に、原案の中で示された臨時ごみの負担をふやすという問題につきましては、提案者の提案理由にあるとおり、厳しい生活を継続して強いられている住民生活を考えたときに、住民へのさらなる負担をふやすことには賛成できないという立場でありまして、修正案に賛同するものであります。

○川端啓子議長 中原議員の賛成討論が終わりました。

次に、修正案、反対の方の発言を許可します。鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 この間の修正動議につきまして、350キロの車1台が3,000円を4,000円、そして2トン車1台が9,000円を1万円、これにつきましては据え置きということは賛成しますが、現在のごみ有料化を無料化にすることにつきましては反対します。

なぜなら、家庭ごみ問題については、平成18年度よりいろいろ検討されてきた結果、昨年、全戸配付されました「今、なぜ家庭ごみ有料化なのか」と、こういう資料ですね。この資料に報告されていたとおり、議員13名中7名の賛成多数決で現在のごみ条例は有料化で決定しているが、予算がつかないため、また他に検討すべきこともありますので、凍結状態になっております。なのに、どうして今、急いで無料化条例にする必要があるのか不思議でなりません。

住民は、現在の凍結状態のままで住民負担と町財政の軽減になるよう、さらなる慎重審議を望んでおられます。急ぐ理由を私なりに考えますと、平成21年町長選挙の折、ごみの無料化をマニフェストに掲げられ当選されたため、マニフェストどおりに進めたいという意向が先行され、10年先、20年先の岬町財政をとことん慎重に考慮されなかった結果だと推測しております。

昔のことわざに、ただより高いものはないとありますが、今後、さらなる減量に取り組み、償却年数が過ぎている焼却炉の延命策を図ることが最重要課題です。

去る12月14日開催された厚生委員会で議題になりました現在市販されているごみ袋より安い袋を採用されている和歌山市方式にすれば、先ほど紹介いたしました「今、なぜ家庭ごみ有料化なのか」で報告しています1世帯月333円、年間4,000円が約1年間で1世帯1,000円の負担と安くなり、なおかつごみの減量化が進み、焼却炉の延命化につながり、ひいては住民負担が安く、町財政も軽減されます。

ゆえに、本件は凍結状況にした上で今後の継続課題として考えるから、反対します。

○川端啓子議長 鍛冶議員の反対討論が終わりました。

次に、修正案賛成の方の発言を許可いたします。辻下議員。

○辻下正純議員 私は、さきの議会においても町民に負担をかけずにごみの減量化を図れるということでごみの無料化を賛同いたしてまいりました。しかし、住民代表であります一部の議員の反対の判断により否決されました。

そこで、このたび理事者側は再度ごみの無料化問題に対して提案され、過日の12月14日に開催された厚生委員会においてごみ排出量等の推移などを説明し、提案趣旨を十分に説明責任を果たしたと理解しています。

なぜなら、厚生委員会では満場一致で可決すべきと委員長報告はありました。提案の審議過程に当たり、一部修正がありましたが、その部分も含め再度のごみ無料化に対し賛成を訴えるもの

であります。

よって、このたび議案第93号、条例一部改正に対して賛成するものであります。

○川端啓子議長 辻下議員の賛成討論が終わりました。

次に、修正案反対の方の発言を許可いたします。

討論ございませんか。田島議員。

○田島乾正議員 賛成討論を打っておきたいと思えます。

これは、修正案が出たのは、やはり初日の議案の提出、これは結局料金の改正の部分で、3,000円を4,000円と、そういう部分で。そして、もう一つ条例の改正ですね、有料化を無料化と。

結局、その部分についてちょっと皆さん、かなり迷うといったらおかしいんですけども、勘違いをするような感じになったわけですね。それで今回、付託委員会で修正案が出された。これは、本当に修正すべき問題ということで、運営上のことを言っているんですよ。本会議場で料金の値上げ、片方を有料化を無料化に条例改正と、抱き合わせの議案でしたので、それはおかしいということで今回付託委員会で賢明な修正案を出していただいたということをお借りして私なりに意見を述べさせてもらったんですけども、結局、今、反対討論、賛成討論の中で一つ私不思議に思うのは、当初は本会議中心主義から委員会中心主義という制度をとられているわけですね。そして付託委員会に付託された。そこで委員長報告された。これが本来の道筋と思うんです。別に反対討論は駄目ですよとは言っていないですよ。しかし、スタイル的に今議論してる部分については、先ほど、私、議運で委員長に申し上げたはずですけどね、そういうことはやめましょうということをお述べたわけです。

そして、今、私、賛成討論の本論に入りますけれども、やはり条例で有料、現状は無料と、こういうねじれた部分については、やはり議員というのは条例の立案、立法をする権限がありますので、早急にこれは改正すべきということで、今回の修正案は正しいと思えます。

ということで、どうしても無料というならまた無料のそういう条例化を制定すればよろしいんで、今回は、当初予算を伴わない条文の有料化というのは、これどこから見ても住民が迷うわけですね。ということで、今回の修正案については、私は正しい無料化という条例を明文化することによって住民が理解できるということをもって、私は今回賛成討論として打っておきたいと思えます。

○川端啓子議長 田島議員の賛成討論が終わりました。

ほかに討論ございませんか、修正案に対して。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ないようですので、修正案に対する討論を終わります。

続いて、原案に対する討論を行います。

まず、原案に反対の方の討論を許可いたします。

討論ございませんか。奥野議員。

○奥野 学議員 原案に対する反対討論をさせていただきます。

先ほど、修正案に対して鍛冶議員並びに小川議員からもありましたが、少しダブった討論になるかと思いますがご了解いただきたいと思います。

私は、家庭系ごみは無料であるに越したことはないというふうに基本的に考えます。しかし、家庭系ごみの有料、無料の議論をする前に、私は岬町の今後の財政推移を明確にさせていただかなければ何も判断できるわけがありません。

今年度より、さらなる行財政改革のもと、12月20日の行財政改革委員会において、今後の財政推移について確認したところ、来年3月か6月ごろでないと資料の提出ができないとの答弁がありました。我々、議員は何をもってこの条例改正の判断をすればよいのでしょうか。

来年、平成24年1月27日には南海電鉄との訴訟で大阪高裁での判決があります。1審と同様の判決であれば還付加算金を含めて1億円以上返還しなければなりません。基金もますます底をつくこととなります。

固定資産税の超過課税分2億5,000万円を、住民の皆様に重い負担をお願いしての一般会計に繰り入れての予算措置、並びにピアッツァ5整備事業における地方債の償還期限を延長してまでも2年前の町長選挙時の公約実現のため、適正な判断をするための明確な資料提出のない行政のかじ取りに同意できるものではありません。

先ほど、鍛冶議員からもご提示ありましたこの資料ですけれども、これは平成22年2月1日付で有料化に賛成する有志議員7人でつくったものでございます。その7人の内訳は、小川、鍛冶、川端、竹内、出口、豊国、奥野、この7人が新聞折り込みをさせていただきました。よって、この条例改正には賛成できるものではありません。

そして、何よりも家庭系ごみに関して何も減量化対策がとられていないのが現状です。また、老朽化した焼却炉の延命を図ることができることはありません。そこで、家庭系ごみを無料で収集し、減量化できる得策を有志議員とで和歌山市役所を訪問し調査してまいりました。

和歌山市で行われている指定袋制による方法です。この方法は行政から全く予算をかけず収集の手数料をかけずして認可業者で同一の規格の指定袋を作成してもらい、販売までやってもらう

方法です。

和歌山市内ホームセンターでは、指定袋45リットル1枚が5円80銭、同じところで同じサイズ45リットルの無地の袋では1枚14円80銭で販売されています。約3倍近い高い袋を我々は買っているわけであります。この安い指定袋にすることにより、何より住民の皆様方に大変喜ばれ、ごみの減量化、焼却炉の延命化、収集委託料の減額をすることが本当の行財政改革であります。

この和歌山市方式を取り入れていただき、指定袋による、無料で家庭系ごみを収集できることを再考していただきたいと切にお願いし、反対討論といたします。

○辻下正純議員 議運。

○川端啓子議長 議運、運営上ですか。

○辻下正純議員 運営上。

というのはね、これ付託委員会、厚生委員会で満場一致で可決されてあるのを本議会でこれ反対するのはちょっとおかしいと。私、二十何年間議員やっているけれど、こういう例は初めてや。

ちょっと、休憩願います。

○川端啓子議長 休憩動議。

○辻下正純議員 はい。

○川端啓子議長 今、休憩出ましたけれど、議員の皆さん、休憩でよろしいでしょうか。暫時休憩よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、暫時休憩したいと思います。

再開は、また後で連絡しますので、暫時休憩いたします。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 2時20分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、議案第93号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する件」についての討論の途中まででした。

修正案の討論はもう終わっておりますので、原案の討論ございますか。

まず、反対討論。鍛冶議員、どうぞ。

○鍛冶末雄議員 反対討論です。

午前中にも申しあげましたように、3,000円を4,000円、9,000円を1万円、これについては反対です。

そうですね、3,000円を4,000円、9,000円を1万円にする値上げについては反対ということです。

家庭ごみ問題については、平成18年度よりいろいろ検討された結果、昨年、全戸配付された「今、なぜ家庭ごみ有料なのか」で報告されたとおり、議員13名中7名の賛成多数決で現在のごみ条例は有料化で決定しているが、また他に検討すべきこともあり凍結状態になっています。なのに、どうして、今、急いで無料化条例にする必要があるのか不思議でなりません。

住民は現在の凍結状態のままで住民負担と町財政の軽減になるようさらなる慎重審議を望んでおられます。急ぐ理由は私なりに考えますと、先ほど言いましたように、町長選のときのごみの無料化のマニフェストを掲げられて当選されました町長の意向がきついんじゃないかというように推測されています。昔のことわざにありますように、ただより高いものはないとあります。今後、さらなる減量に取り組み、償却年数が過ぎている焼却炉の延命策を図ることが最重要課題です。

去る12月14日開催された厚生委員会で議題になりました、現在市販されているごみ袋より安い袋を採用されている和歌山式方式にすればなおかつ安くなると。年間4,000円というのが年間1世帯1,000円ぐらいの負担となりやすくなります。ごみの減量化が進み、焼却炉の延命化につながり、ひいては住民負担が安く、町財政も軽減されます。

ゆえに、本件は凍結状態にした上で、今後、継続課題として考えていきたいということで反対します。

○川端啓子議長 鍛冶議員の反対討論が終わりました。

ほかに、原案に対する討論ございませんか。小川議員。

○小川日出夫議員 反対討論でよろしいですか。

○川端啓子議長 はい。

○小川日出夫議員 原案について反対いたします。

片方では値上げをして、片方では有料を無料にする。どう考えても矛盾であります。

先ほども述べたように、指定袋を住民に安く提供して、ごみの減量に努力すべきだと思っております。

また、粗大ごみの住民の持ち込みについては、行政は認めず、何ら考えが見えてまいりません。何ら改善が見えてまいりません。よって、反対いたします。

○川端啓子議長 小川議員の反対討論が終わりました。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第93号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する件」について、採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、修正案について可決すべきものと決定しております。

まず、厚生委員会の修正案について、起立により採決いたします。

厚生委員会の修正案を可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立)

○川端啓子議長 採決の結果、賛成、反対が同数です。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対しては裁決いたします。

議案第93号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する件」の修正案については、現状維持の原則によって、議長は否決と裁決いたします。

よって、否決されました。

次に、議案第93号の原案について、起立により採決いたします。

原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立少数)

○川端啓子議長 起立少数です。

よって、議案第93号原案は否決されました。

続きまして、議案第94号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第94号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。



議案第95号「岬町青少年センター条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 中原議員、賛成討論。

○中原 晶議員 本件につきましては、議案第86号、議案第87号ともかかわって、教育委員会の生涯学習課の職務や施設管理におけるこれまで抱えていた問題点を前向きに改善しようとするものであり、積極的な方向であると考えています。

残される課題の解消を図るとともに、各施設の設置目的にかなう管理運営上の充実と町内の各種団体の活動に寄与するようさらなる努力を期待して賛同いたします。

○川端啓子議長 中原議員の賛成討論が終わりました。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、これで討論を終わります。

これより、議案第95号「岬町青少年センター条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件はすべて議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦勞様でございました。

---

○川端啓子議長 日程2、議案第96号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。直轄理事、中村光延さん。

○中村直轄理事 日程2、議案第96号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます

提案理由といたしましては、行財政改革のさらなる推進を図るため、本条例に所要の改正を行

うものでございます。

改正条文といたしましては、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年岬町条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第27項中「平成23年12月31日まで」を「平成24年3月31日」までに改める。

附則、「この条例は、公布の日から施行する」でございます。

条例改正の内容につきましては、管理職以外の職員につきまして、給料月額から1%の減額を平成23年4月から今月、平成23年12月まで実施してきたところでございますが、この1%の減額を平成24年3月まで延長するものでございます。

なお、管理職につきましては、既に平成24年3月まで2%の減額を条例化いたしております。

また、今回の改正につきましては、職員組合と協議を行い合意を得ており、この改正に伴う効果額は約125万円と試算してございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。田島議員。

○田島乾正議員 この件につきましては、過日も行革委員会で私、ちょっと細部にわたって質問をいたしまして、その点についてはもう省きます。

その後、職員組合との協議、労使交渉がされたと聞き及んでいるんですけども、結果等についてはかいつまんでしか確認しておりません。

そして、先ほど中村理事が説明されたとおり、来年3月までの部分については1%カットやと。それ以降についての考えとか、そういう計画とかがあればご答弁願いたいのと、そして、職員組合との協議交渉の中身についてはどうなっているのか、その2点ご答弁願いたいと思います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対して、直轄副理事、保井太郎さん。

○保井直轄副理事 本件、職員組合とは12月20日まで協議が続けられてきたわけでございまして、今後の4月以降につきましては、継続して協議を進めてきたということで、今後も協議が進められていきます。

といいますのも、いわゆる行財政改革の集中改革プランに示されております一定の目標がございまして、自主減額につきましては、一定の目標値がございまして、それに向けて協議を進めていくということでございます。

協議の中では、現状の集中改革プラン、今後のあり方も見据えながら決めていくということで

ございますので、若干協議にかかる時間を要したということでございます。

今後、集中改革プランなどを含めまして財政状況を説明しながら真摯ある協議を進めていきたいと考えております。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 協議の細部にわたる中身まで私はわかりませんが、このままいくとずっとしばらくは継続でそういうカットカットでいくんですけども、ただ、決算、予算を含めた数字的な部分についても協議、交渉の場でそれはお示ししていただいているんですかな。その中身についてちょっとご答弁願いたいと思います。

○川端啓子議長 直轄副理事、保井太郎さん。

○保井直轄副理事 数字的には集中改革プランが23年から始まったところございまして、今後、具体的な数字はなかなか申し上げづらいという状況もございました。

ただし、決算見込みとかがございまして、その中での数字を説明しながら、今後の単年度の現状での見込みとか、そういうものを提起しつつ長期的にはなかなか示せるような状況では、始まったばかりですので、集中改革プランが。そういう意味では、長期的なものはなかなか示せることができない状況ではございましたが、単年度的には見込みを示しながら職員組合との協議を進めてきたところでございます。

内容といたしましては、そういうふうな数字も含めて大体6回ぐらいですか、6回、7回協議を重ねてきたということでご理解いただきたいということでございます。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 岬町あつての岬町の職員さんですから、岬町がなくなってしまったら何もかも意味がございせんけれども、今後、将来に向けて、やはり協議、交渉するんであれば数字的なものを示して、それで職員組合側が納得する数字の提示をして、お互いに共存共有できるような方向性を一つ必ず数字を提示して納得する交渉をしていただきたいなと、そういうことを思っていますので、要望だけしておきます。

○川端啓子議長 田島議員の質問が終わりました。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、中原議員、賛成討論、どうぞ。

○中原 晶議員 今回の提案については、先ほどの説明の中で労使間の合意が整ったということも確認されておりますので賛同する立場ではありますが、今後の懸案事項については十分な協議、合意を前提に進めていただきたいという旨を改めて要望申し上げて賛同いたします。

○川端啓子議長 中原議員の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで討論を終わります。

これより、議案第96号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

---

○川端啓子議長 日程3、議員提出議案第4号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岬町議会議員、竹原伸晃さん。

○竹原伸晃議員 ただいま、議長の許可を得ましたので、議員提出議案第4号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規則により、別紙のとおり提出いたします。

提出者は、私、岬町議会議員、竹原伸晃。

賛成者は、次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、竹内邦博、豊国秀行、小川日出夫、奥野 学、中原 晶。以上であります。

提案理由は、議会における調査研究に資するための交付金である政務調査費を従来の1万円に戻すため、本条例に所要の改正を行うものであります。

政務調査費で支出された費用は議員活動に直結したのになっており、上限が5,000円と

なっている現在では、議員活動に制約がかかっていると考えられます。以前において、定数削減と議員報酬と合わせて議論されたと聞いておりますが、政務調査費とは前述の性格上、減額すべきでない部分だと考えますので、今回、提案させていただきました。

なお、この費用の一部しか使用しない議員は、残金を返納することになっていきますので、支出された費用の100%は有効に活用されていることを報告させていただきます。

改正内容につきましては、平成28年3月31日までの政務調査費を、1万円を5,000円とする旨を規定する附則第2号を削除するものです。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものとします。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○川端啓子議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、反対討論からです。

反対ですか。反保議員、反対討論。

○反保多喜男議員 まず、反対でございます。

私、ことしの3月の定例会にて議員提案をさせていただきまして、賛成多数の採決をいただきました。

反対理由といたしまして、この厳しい社会経済状況の中で、現況はこうなんやという中での削減の論議がございました。議員の削減に対して歳費の削減並びに政務調査費の削減ということで二本立てではなくて一つ一つの形で提案をさせていただいて一つ一つの審議を経て賛成多数をいただいたわけでございますが、先ほど竹原議員が言っていましたように、活動費としては足りない、従来の1万円ということをおっしゃっていましたが、我々、そのときには足りない分は歳費の中からでも出して勉強していこうという中での賛成でございました。

ゆえに、元の1万円に戻すということは、ことしの3月で決まったことをこの12月で、わずか10カ月の間に覆すというようなわけにはいきません。だから、私、この案に対しては断じて反対でございます。

○川端啓子議長 反保議員の反対討論が終わりました。

次、賛成討論ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 本年の3月議会において政務調査費が削減されるということに至ったわけですが、私はその際には、先ほど竹原議員のほうから提案説明の中で触れられたとおり、使わなかった費用については返還すること、それから議員活動を財政的にも保証することが住民の皆さんのためになるということを申し上げて、3月議会では反対をいたしましたものであります。

今回、削減された政務調査費を元に戻すということが提案をされ、この経費を積極的に活用することで議会活動また議員活動の活性化を図り、住民の皆さんにより信頼される議会を目指したいと考え、賛同するものであります。

○川端啓子議長 中原議員の賛成討論が終わりました。

次に、反対討論ございませんか。辻下議員。

○辻下正純議員 反対でございます。

議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として政務調査費を交付することができるのと地方自治法の改正を踏まえ、本町議会において平成13年度に条例化し、その支給額は月額1万円と規定し、その後、岬町を取り巻く厳しい財政状況を考慮し、議員報酬並びに政務調査費の激論を、まさしく激論を交わして議員報酬の削減とともに政務調査費の50%削減を本年3月の定例会において慎重審議を経て議決されて本日に至っていると認識するものであります。

なお、期限については財政状況を見てというご意見で、いつまでという最後を決められて発言された方もありましたが、平成28年3月31日までの期間とするものと改正されたところであります。

こうした状況の中、ただいま政務調査費の引き上げを図る条例改正を行う時期としては適切でない判断するものであります。よって、本提案されている議員提出議案第4号、条例の一部改正に対し、断固として反対いたします。

○川端啓子議長 辻下議員の反対討論が終わりました。

次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ほかに討論ございませんか。

反対討論ですか。道工議員。

○道工晴久議員 反対の立場で討論させていただきます。

議員活動の中で、政務調査費の必要性、十分認識をしております。ただ、この3月にいろいろご審議いただいて減額をしておる現状の中で、私は区長会等、いろんな団体からの要請もあった

ように聞いています。

まして、附則のところで期限を設けておる。先ほど辻下議員もおっしゃっていましたように、平成28年の3月末日までという形で出されておるこの条例を、いとも簡単に私は改正すべきでない。住民にこれからどのように説明をするのか、私は本当に問題は大きいと感じます。

議員がそれぞれ自分の範囲の中で議会活動するのは当然のことです。当然、費用も要ってまいります。議員定数の削減から始まって歳費の削減、また政務調査費の削減という形で代替にとってきた施策でございますので、これは断じて認めるわけにはいきません。

ここに書いてありますように、平成28年3月31日まではしっかりとこの附則を守るようにしていかなければいけないということで反対討論とさせていただきます。

○川端啓子議長 道工議員の反対討論が終わりました。

ほかに、討論ございませんか。田島議員。

○田島乾正議員 私は、先日まで賛成的な考えでおりました。きょうの議会運営委員会で理事者側から追加議案ということで、先ほど、私、質疑した職員の1%のカットの部分です。これがあがってこないという予定のもとに賛同するという気持ちでおったんですけれども、先ほどこの職員の1%カットを苦渋の選択で賛成という立場で表決したんですけれども、その中で、やはり岬町がこういうふうな財政的に苦しい折に、本来、筋の違う補助金ですけれども、本来なら政務調査費というのは報酬じゃなくして議員活動する上でぜひとも必要な調査費でございます。

府会議員さんなら大きな活動範囲があるんで40万円も50万円も政務調査費をいただいていると。当町は、悲しいかな5,000円と。これではどこへ調査するにも、まあ町外出るにしても交通費が要ると。そんなん、本当に住民の民意を反映できる議員活動ができるのかといえ、これは当然答えがわかります。

しかし、先ほどの職員の1%カットした上で、これはちょっと賛同しかねるなど、そういう考えを持っていますので、やはりもう1点、期限つきの、附則にはやっぱり平成28年までという約束をしている限り、やはり約束は守るものであって破るものでないと、そういう私の信念で、やはり、財政がまた潤ってきたら元に戻していただいて議員活動させていただきたいなど。現状では、私は、本来なら活動したいけれども、今のところ、今回の視察も個人の自費1万円を出して視察させていただきました。

ということで、町職員も苦しんでいるときに、調査費はぜひとも必要ですけれども、今はいただくべきではないという考えで反対討論とさせていただきます。

○川端啓子議長 田島議員の反対討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第4号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立)

○川端啓子議長 採決の結果、賛成、反対が同数です。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決いたします。

議員提出議案第4号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」については、議長は現状維持の原則によって否決と裁決いたします。

よって、議員提出議案第4号は否決されました。

---

○川端啓子議長 日程4、意見書(案)第1号「近畿地方整備局等の出先機関を国の機関として存続を求める要望意見書案」を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。岬町議会議員、辻下正純さん。

○辻下正純議員 議長の許可を得ましたので、意見書案を提案いたします。

意見書案第1号、近畿地方整備局等の出先機関を国の機関として存続を求める要望意見書案。

本議案を別紙のとおり、岬町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、岬町議会議員、辻下正純。

賛成者は次のとおりでございます。敬称は略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、出口 実、道工晴久、和田勝弘、竹原伸晃、奥野 学、田島乾正、豊国秀行、竹内邦博、小川日出夫、反保多喜男、中原 晶、鍛冶末雄、以上のとおりでございます。

趣旨説明は朗読によりかえさせていただきます。

近畿地方整備局等の出先機関を国の機関として存続を求める要望意見書案。

3月11日に発生した東日本大震災では、広域において未曾有の被害が発生し、多くの人命と財産が失われ、地方自治体庁舎等の災害対応の拠点となる施設や道路、港湾、空港等の物資の輸送や救援活動に必要な交通機関にも多大な被害をもたらしました。

また、9月2日から4日にかけて来襲した台風12号は紀伊半島南部に明治22年の大水害にも



匹敵する過去最大ともいえる大きな被害をもたらし、多くの尊い人命と財産が失われ、多くの孤立集落が発生しました。

大規模災害に対して被害を完全に防止することは困難であり、近くの高い道路を中心とする道路ネットワークの整備等、物資の輸送や救援活動のため交通基盤の確保が重要であると考えます。

また、大規模災害時には地方自治体だけで対応のすべてを行うことは到底不可能であり、大阪府や他の市町村の支援だけでなく、国による全面的な支援が不可欠であると考えます。国の出先機関では大震災から復旧、復興に当たり被災地への応援派遣を初め、すべての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮しています。

岬町にとって現道の国道26号は唯一の広域幹線道路であり、救急病院へのすべての搬送を担う命の道であるにもかかわらず、片側1車線であるため、朝夕は通勤、通学車両、昼間は業務車両、さらに休日や夏季においてレジャー等の車両により慢性的な交通渋滞を引き起こしております。

さらに、孝子区間は異常気象時で通行規制区間に指定されており、昨年も通行どめが発生しております。

近い将来発生が予想される東南海・南海地震や大規模風水害等の対応は喫緊の課題であり、地域の安全、安心のため、特段の配慮がなされるよう下記のとおり要望します。

#### 記

1. 近い将来発生が予想される東南海・南海地震や大規模風水害に備えた防災的な事業は、国家百年の大計に立ち、国の責務において行うこと。

2. 大規模災害時に国として果たすべき役割は復旧、復興に要する予算的、政策的な措置を講じるだけでなく、国としての大局的立場から、国の直轄事業として復旧、復興に取り組むこと。

3. 大規模災害時には、要員を機動的に確保し、地域と連携し、緊急に救援活動を行えるよう、近畿地方整備局等は平素より直轄管理により安全、安心な国づくりを行うこと。

4. 岬町にとって命の道である第二阪和国道の和歌山市までの早期延伸について直轄事業としてより一層の事業推進を図ること。

5. 耐震強化岸壁の整備のつなぎや、高潮対策の臨海部における防災機能の向上、港湾の整備、振興並びに土砂災害防止施設の整備促進を図ること。

6. 国の責任による広域的かつ一元的な危機管理体制を確保するためにも、近畿地方整備局等の出先機関を国の機関として存続を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月26日。

大阪府泉南郡岬町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上であります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○川端啓子議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、意見書案第1号「近畿地方整備局等の出先機関を国の機関として存続を求める要望意見書案」について、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成23年第4回岬町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 3時04分 閉会)

以上の記録が本町議会平成23年第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年12月26日

岬町議会

議 長 川 端 啓 子

議 員 田 島 乾 正

議 員 中 原 晶